

## 第7回 自治基本条例策定委員会（会議概要）

### 1 日 時

平成23年 8月23日（火） 午後7時00分から午後9時30分

### 2 会 場

湧別町文化センター TOM 研修室

### 3 出席者

#### （1）委員

石垣委員長、梅田・北村副委員長、伊藤・井上・大崎・小川・久保・多田・楨・三品・柳沢・横幕委員（植田・矢野委員欠席）

#### （2）オブザーバー

山田総務課長、山本住民税務課長、阿部総合支所地域振興課  
阿部教委生涯学習課長

#### （3）アドバイザー

NPO法人公共政策研究所 水澤理事長

#### （4）事務局（まちづくり推進課）

高山課長、佐藤課長補佐、斉藤調整係長、竹中調整係主任

#### （5）傍聴者

1名

### 4 会議資料

#### （1）第7回自治基本条例策定委員会議案

#### （2）資料1 視察研修報告書

#### （3）資料2 自治基本条例の骨格

#### （4）資料3 自治基本条例の概要【総則】

#### （5）資料4 事前の意見集約シート

### 5 結果要旨

第7回自治基本条例策定委員会の会議概要を下記のとおりに記載します。

#### （1）開会・会議成立

事務局）本日、2名の委員から欠席の連絡を受けております。また、1名につきましては、若干遅れるとの連絡を受けています。本日の会議に委員数の過半数が出席しておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。それでは、委員長よりご挨拶をいただきます。

#### （2）委員長あいさつ

委員長）第1回目の会議から結構時間が経ったなという感じがします。先

日、視察研修に行き、その報告は、この後、それぞれから行っていただきます。今日から基本条例の中身に入っていきます。皆さんと協議しながら、町民の生活に根ざした、私たちが住んでいる町にあった基本条例にしていきたいと思ひますし、高望みをしないように、育てていく条例を目指し会議を進めて行きたいと思ひます。

これからは、どんどん発言してもらわないと、2時間弱の時間で進めていきますので、間が空くと進みません。若干間が空く時には、こちらから個別に指名しますので、皆さん、心の準備をしていただけますようよろしくお願いいたします。

### (3) 確認事項

会議録の内容確認について

委員長) 第6回目会議録の確認ですが、訂正がありましたら、お願い致します。(委員からの修正の申し出はなし。)

### (4) 報告事項

先進地施策研修報告について

委員長) その報告書だけでは、わからない、伝わらないこともありますので、研修に参加された方から感想を発言していただきたいと思ひます。

#### 【主な意見、感想】

- ・基本条例づくりは、条文の内容を協議するこれからが大変だと改めて感じている。
- ・視察先の女性委員に、女性の意見を反映できるよう頑張ってくださいと、激励された。
- ・視察した二つの町ともに、基本条例の住民への普及について悩んでいた。
- ・基本条例の見直しについては、時代の変化に柔軟に対応していかなければならないと感じた。
- ・美幌町では検討会議に議員が加わり検討しているので、議会の意見が反映されているが、本町はそうではない。そのようなことからあまり規定をきつくるのは如何なものかと感じている。議会議員は町民の負託を受けているので、自ら議会基本条例を検討する方が良いと感じた。
- ・中標津では、各委員が活発に意見を交わし会議を重ねるたびに楽しくなったと話していた。基本条例だけでなく、まちづくりのために色々な段階、場所で発言していることを考えると、町民のためを思い真剣に検討している思いが伝わってきた。私もそのような気持ちで携わっていかなければならないと改めて感じた。
- ・美幌町では検討会議に議員が入り基本条例づくりが行われたことに驚きを感じている。
- ・美幌町では議員を入れることで、議会が動いてくれると予定していたが、それは出来なかったのですが、基本条例制定後、議会をはじめその後の

- 行動に移っているようでした。
- ・意識改革についてですが、私も意識改革が必要と考えていたのですが、中標津では意識改革するよりも現場の仕組みを変えることを選考すべきで、そのことで自動的に意識が変わると言っていました。そのことが印象に残っています。
  - ・両町で研修しましたが、基本条例をつくることも大事ですが、その後の運用の方が大事と感じました。

#### (5) 協議事項

自治基本条例の構造・骨格の仮決定について

委員長) 自治基本条例の構造、骨格の仮決定について協議します。これはある程度の骨格を決めていただいて、それに基づいて協議を進めていくということで、協議の中で、どうしてもいずいところがあれば、また元に戻って見直すこともできます。事務局より資料の説明をお願いします。

《斉藤係長より、「資料2 自治基本条例の骨格」について説明》

#### 【検討結果】

協議の結果、骨格については、アドバイザーの助言や他市町の基本条例を参考にして、案1を仮の骨格にすることとした。なお、不都合があれば、最終的に見直すこととする。

第8回策定委員会での協議テーマについて

委員長) 次回の会議での協議テーマ(総則)に進んでよろしいでしょうか。

事務局から説明をお願いします。

《斉藤係長より、(2)第8回策定委員会での協議テーマについて説明》

《水澤アドバイザーより、資料3・自治基本条例の概要(総則)について説明》

資料の説明中

委員長) これから、皆さんで議論するので、他市町の例を出すことは構わないのですが、委員の意識操作するような、主導するようなことは避けて下さい。

アドバイザー) わかりました。

委員長) 先生の説明が終わりました。質問等がありましたら、お願い致します。

#### 【質疑・意見】

委員) 最高規範の部分は、一般的に町の憲法と表現されていますが、先生の話では、憲法という言葉がでてきません。先生は憲法という言葉を使わず、全て最高規範という表現になっていますので、その意図がありましたら、教えてください。

アド) 最高規範、要するに自治基本条例というのは、町の憲法って皆さん

簡単に言われていますよね。憲法には、最後の章に最高法規と書いてあるので、自治基本条例を最高法規っていうわけには行かないんです。ですが、最高規範ということで規定しておくということが必要だろうと、なぜかというところ、例えば、個人情報に関することは、個人情報保護条例に委任をしているんですね。条例から条例に委任をするので、そういうことができるのは、最高規範でないと出来ませんので、そういうふうを考えてもらえたらと思います。

委員)今の説明で町民の定義があります。町民の中には通勤する人がいて、通勤する人には、湧別から他に働きに行っている人もいますし、他から湧別に働きに入ってきている人もいて、いわゆる町民は複数市町村にまたがっている人たちが対象になります。例えば、町民に参加を促したりする場合に、無責任にならないのかなと思います。

僕たちの川西という小さい自治会では、川西の住民、自治会の会員の定義が無かったんですが、川西に住んでいようが、会費を払って自治会に入らせて欲しいという人も認めていて、自治会活動をしないという人も認めていたのですが、今年の自治会の総会で意見があって、会員の定義を規約に謳った方が良くということになり、とにかく川西に住んでいなくては自治会の会員として認めないことにしました。そうでなければ、例えば、施設に入ったり、事情で地元を離れていると、なかなか参加を呼びかけられないし、色んな情報も提供できないし、会費だけ払うから会員なのかという話になって、川西自治会としては、住んでいないと自治会の会員としては認めないということを規約に1項を入れたんです。

ところが、旧湧別町の基本条例の定義での町民は、湧別に住んでいることを原則として謳っています。それであれば、活動し易いのですが、その参加と住民、町民の広範囲な考え方の整合性をどうしていくのか、その点がちょっと不思議なんです。

アド)やはり広い概念で捉えておかないと、これから住んでいる人だけで、自治をするわけではないので、色んな人の関わりの基に自治は成り立っています。ですから、狭い概念ではなくて広い概念で捉えて、逆に例外にする部分考えた方が良いでしょう。例外となる部分は住民投票です。住民投票は、住所を有している人で無ければ出来ませんので、それ以外は広い概念で取り上げた方が、色々な人が色々なことに関わってもらえるので、その方が良くはないかと思いますが、地域の課題を解決するためには、事業者の役割もあります。これからその規定をどうするのかという話にぶつかってくると思います。

委員)広範囲に参加してもらい、自治会活動に意見をもらうことは、結構なのですが、自治会役員としては、その人たちへの義務はどこまで課せられるのか、町内にも住んでいるわけでもないし、たまたま仕事で町内

には来ていますが、その方に湧別町民として、もっと行事に参加しなさいと、この行事には必ず参加して欲しいということをどれだけ言えるのか疑問に感じます。

アド) 町民に対する役割、責務に該当しますが、一般的には、町民の責務、役割は努力規定で書きます。このことに参加してください、ではなくて、参加していただけたら参加して下さいなのです。ですから、本人の自主的、自主性に任せざるを得ないで状況で、強制はできません。

そういう自主性を持ってもらう、若しくは関わることが自分にとって何か繋がるきっかけになるということに気が付くことを待たざるを得ないです。

委員) 当然、今までもそうでした。自立した自治を目指すために町民参加型の自治活動にしていかななくてはならないとしたら、この基本条例が参加率が上がるような規範になれば、期待ができるし今後に楽しみも持てるわけです。その辺とは全く関係なく、ただ文言で町民に参加の責務を謳って、従来と変わらないなということでもやむを得ないということですか。

アド) 一変には変わりません。基本条例が出来て一変に変わったら大変なことになります。時間をかけながら、理解を広めることしかないのです。

委員) 先ほど、仕組みも変えなくてはいけないという話があったのですが、条例だけではなく色々な仕組みも変えていかなくてはならないのでしょうか、

美幌では、今まで町民参加の意識が醸成されていなかったため、いわゆる行政主催の懇談会とか、そういうことにはあまり町民は参加してこなかった。町内に大きな企業があったので、財政的にも割と甘い点があったということが反省だったとっていました。最終的には町も参加を願っているんですね。

アド) 町民参加の仕組みを少し考えようということです。例えば、各種委員の公募の比率を増やすとか、若しくは参加してもらうための情報の提供をどうするのか、今まではそういうことにあまり神経を使ってこなかったもので、基本条例にはその辺を書いてあるのです。

町民の意識が高まれば、公募の比率も上がるし、同じ人が重複して委員会等委員をやらずに、いろいろな人に委員をやってもらう機会を増やそうというようなことが基本条例に書いてあります。

ですから、そういうことが実際になされると、その時に手を挙げてくる人がいないと困るので、手を挙げてもらうために、どういう仕組みを作ったらいいのかというところを、考えなくてはいけないという宿題になっていると思います。

委員) 住民参加が進み各委員会委員が公募の流れになっています。例えば、

町民から5人公募するのですが、4人しかいなかった。あと1人足りないから頼むと言われ、頼まれてやる場合もあります。公募だけで成り立っているかといったら、頭をかしげるところもあって、そういう中で意欲的に自ら手を挙げてもらうような仕組みを作ったらいいのかなと思います。

委員) 旧湧別の基本条例でも一番問題になったのが、この町民の範囲で、どこまでを町民として見るのかという部分で議論したのですが、自分としては町民は、住所を有するものということが自分の中では強かったです。他の自治体を見てみると、他の町村またがって町民というように書いてあるんですけど、自分の中では、ちょっと乱暴すぎるのかなと思うのですが、やはり自分の住んでいる町を良くしようという思いは、町民としての責務ではないかと思います。他町村の方で湧別に仕事に来ている方々に、その部分の責務を負わすのかという部分もあるので、そのところがこれから難しいと自分では思っています。先生の考えは、他町村から来ている方も含めるという考えなのでしょうか。

アド) 通勤する方もそうですけど、湧別町に関わっている方、全てがそうです。その人たちの力を借りるのです。これからは、自分だけで自立はするんですけども、孤立してはいけません。孤立せずにいろいろな人たちとネットワークをたくさん作って、その知恵や力を自分たちの町に活かすことも必要です。開かれた町、開かれた町民ということが大事で、そのためにも町民の定義を広くしておかないと、そういうことが出来なくなってしまいます。自分たちの考えだけで、考えていいのか、色んな人の意見を、他の町の例を参考にしながら考えることが特に求められると思います。他の町では、町民の範囲を広くしていて、不都合はありません。そのような自治体もあります。押し付けではありませんが。

委員) 私は、今の先生の考えに大賛成ですが、小さく狭いところで基本条例に載せる必要がどこにあるのか思うのです。先生が言うように、いろいろな人の力を借りて、皆でやっていかななくてはならない時に、わざわざこう、住所を有する人だけが町民という、そんな狭いところで、何で縛るのかなと自分は逆に疑問に思います。

委員) 一般的に全国的な広い気持ちで言えば、どこも同じような基本条例だったら面白くないので、やはり、湧別町は湧別町の特徴ある独自の基本条例ということになると、広範囲に考えすぎて独自のものは出来るのかなと思います。湧別町に住む人は、湧別町のこと、歴史を持って考えてきた人たちの考えが湧別町的であって、独自性を保てるのであって、一般的などこに行っても当たり前なことにしてしまえば、湧別町の独自性も無くなるし、面白みも無くなってしまわないかと、多少、閉鎖的かもしれないけど、特色を持たずということは、そういうことに

もなるのではないかという気がします。

副委員長) 基本条例を作ろうということは、今まで行政がまちづくりの主体となってやっていたことを、皆で協力してまちづくりをしましよと、それぞれの力を併せて良い町にしようということだと思います。その時の主体となるのは、住民だけではなくて、事業者などの人たちの協力や発想、力を借りながら、進んでいくことが一番良いんだと思います。

ですが、住民だけとなると、事業者などは入って来ないじゃないですか、例えば、事業者には他の町から湧別町にある事業所に通ってくる人達がいるじゃないですか、その人たちだって、この町に対してこの町で事業をするうえで、こんな町であった方が良いというような要望だってあると思います。そういう人たちの力を借りながら、まちづくりをしていかなければならないと、僕は思います。ですから、まちづくりという視点に立った時には、町民という規定の中に、そのような視点が入って僕は良いと思います。

ただ、一点だけ僕も気になっているのは、もし、広い意味で捉えた時に、町民投票がどうなるのかなと思います。それは例外規定を設ければ、良いことなのかなと思います。むしろ、広い意味で事業所も含めて皆でまちづくりをしましよという視点に立った方が良いと思うのです。

ただ、旧湧別町の基本条例では、理想はそうですが、あえて町民を住民にしています。最初の段階で委員長が育てる基本条例にしようと言いましたが、そういう視点であえて旧湧別町の基本条例は、住民にしたと想像していました。実際に書いてありますけど、理想は町民の範囲を広げることであるが、義務や権利が発生するので、最初から町民の範囲を広げるよりも、狭くして基本条例が成長する段階で、広げる方が前向きであるということが、旧湧別町の条例の解説に書いてあります。そういう視点で、旧湧別町では協議したのかなと思います。

委員長) 町民については、これからたびたび出てきます。これは一番核になる部分なので、仕方のないことです。町民という言葉には、役割と責務が必ず発生しますので、これから考えていかななくてはいけないということですが、議論の中でたびたび出てきます。この部分は皆さん熱くなるところなので、何回もやりたいと思います。もう少し議論したいのですが、次に進みたいと思います。

第8回策定委員会での協議テーマの意見集約について

第8回策定委員会の開催について

《斉藤係長より、(3)第8回策定委員会での協議テーマの意見集約について、7.その他(1)第8回策定委員会の開催について、広報活動について説明》

意見集約について

提出期限 9月6日(火)

会議案内発送 9月13日(火)

第7回策定委員会について(斉藤係長説明)

月日 9月20日(火) 午後7時から

場所 文化センター TOM 研修室

内容 ・自治基本条例の総則について  
・次回会議の検討テーマについて(情報の共有)  
・意見の事前集約について

委員会の広報活動について

担当委員 大崎・小川委員

原稿締め切り 次回会議まで

(石垣委員長)

事務局の説明が終わりました。皆さん何かありましたら、どうぞ。

【主な意見】

委員) スケジュール的なものを聞いたんですけど、意見集約して、意見集約したものを議論して、説明を聞いていくという段取りで進むようですが、資料の説明には、どれくらいの時間がかかるのでしょうか。議論する時間がどれくらいとれるかということです。

事務局) 今日は、前半研修の関係の報告などがありましたので、時間が無かったんですけど、議論の時間は1時間くらいは取れると思います。

委員) 議論が活発になって、説明が出来なくなる場合もあるということですか。

事務局) それはしません。アドバイザーに来てもらっていますので。

副委員長) 内容次第ですよ。議論がどれくらいの時間がかかるかわかりませんから、方法としては、議論が先行ですよ。

委員長) せっかく、アドバイザーが来てもらっていますので、やっぱり会議の専門的な問題に入っていく段階では、資料の説明していただいた方が良いかなと思います。そして、次回に向けて意見集約し議論して、その議論の火付け役になっていただければ良いなという感じだと思います。

委員) 詳しく説明していただけるのはありがたいのですが、時間的なことを考えると、自分ももっと書類を読んで勉強して来れば、皆さんがそうして来れば、少しでも説明の時間を短縮出来るのかな、せめて論点のところを事前に読んでくると、皆さん考えているのかもしれないが。

委員長) 第1回目の時に、私、この会議は皆さんで作っていくものと言いましたよね。ですが、進めていくには、道筋は必要だという形では、良い選択なのかなと思っています。あとは司会役、私の時間の使い方と思っています。委員の指摘のとおり議論の場をたくさん作ってほしいと。

委員) 議論がある時には、盛り上がる場合があると思うのですが。

委員長) そういう場合は、次の段階を踏まえて上手く調整が図られるように、なるべく皆さんの議論を切ることにならないようにしたいと思っています。次回、協議するためには説明が絶対に必要です。それを受けて無駄な時間を使わないということは、必要だと思いますので、さっきも言いましたけど、この進行は、なるべく皆さんの議論が図られるようにしたいと思っていますので、それしか言えません。まだ、次回もどれくらいの説明があるかわかりませんし、皆さんの議論がどれくらいになるかも、まだわかりません。

ですから、議論を活発にしたいと思えば、15人の委員さんがたくさん発言してくれば、時間を見て先生から核となる部分を説明してかもしれないし、あとは皆さん次第ですが、よろしいでしょうか。

委員長)他に、どうぞ。

委員)誰からか意見ができればと思って控えていたんですが、ちょっと一言、旧湧別町で、何年もかけて自治基本条例を検討して制定しましたので、それを叩き台にして、合併した町で必要なところを付け足して進めば、話しは早いなと考えていたんです。委員長がゼロから、これは新しい町の自治基本条例を作っていくと、上湧別地区と湧別地区の委員さんでは、それぞれ温度差もあるので、それも縮めていきたいという努力の話もされました。先日、視察研修があって美幌町と中標津町に行きましたが、上湧別地区の委員さんは、出席が悪かったということもあって、なかなか温度差が縮まるのかなという心配もあります。参加した人は良いのですが、今回の視察研修に参加されていない委員さんのために、研修のチャンスを作ってあげたら良いと思いますので、検討してみてください。

委員長)そのことは、私も考えていました、二通りあって、今、委員が言われたように、新たに研修の機会を設定することもひとつの方法ですし、懇親会のような形で、研修に行った人と参加できなかった人たちが意見交換をする機会ができれば、良いのかなと思います。来月になるのか、再来月になるのかわかりませんが、その機会は設けたいと思っています。

委員)それで温度差などの縮まり方はあるのですか。

副委員長)今年は、色んな会議などが重なってしまいまして、非常に出席しづらい状況にあります。来年4月を過ぎれば、かなり変わるとは思いますが、とにかく商工会だけでも、5つの委員会すべてに参加しなくてはならない立場にあります。それに消防が加わってきたり、本当に大変です。

委員)いろいろな会議がぶつかって参加できない。今度はそういう人たちが参加のし易い日程を組んで、研修に行く、研修に行くと、やはり違います。現地でいろいろな話を聞くと、やはり燃え方も違いますし、感じ方も違うし、是非、そういう体験をして貰う必要があると思います。

委員長) その件に関しては、委員長と副委員長で打ち合わせします。他に  
ありませんか。では今日の会議は終わります。ご苦労様でした。

## 8 . 閉 会

終了：午後 9 時 3 0 分